

参考資料 13

第60回司法制度改革審議会議事録(抜粋)

- 略 -

【藤田委員】「裁判官の任命手続の見直し」のところで、「人事情報の収集、提供等を行う下部組織を地域ブロックごとに設置することを始めとして」とありますが、ここまで煮詰まっていなかったのではないかと。というのは、高裁単位で組織を作っても、情報を集めるという点では意味がないということを申し上げましたが、例えば10年間の経験についての資料を求めるとすれば、幾つかの高裁にまたがるということもありうるわけです。したがって、情報収集をできるような適切な仕組みを設けるということであったのではないかと。

ですから、ブロックに組織を設けるかどうかということまでは煮詰まっていなかったのではないかと。ということが一つであります。

もう一つは、80ページで裁判官の人事評価は、裁判官会議の議により決するとされていますが、こういうことはない。

【佐藤会長】「の議」というのは削って、「会議により」としたんですが。

【藤田委員】 会議の議題にはなりません。

【竹下会長代理】 しかし、司法行政権の一環であることは間違いないのではないですかね。

【藤田委員】 そうですけども、会議の議題に掛けて人事評価をするということはありません。異動などは掛かるでしょうけれども、人事評価それ自体をこれでよろしいでしょうか、という形でかかることはない。

【竹下会長代理】 最高裁内部のことは分かりませんが、理論上は司法行政権のかなり重要な内容の一つだと思うのです。そうすると、司法行政権は最終的には裁判官会議に帰属しているから、裁判官会議の権限だということしかないのではないですか。

【藤田委員】 ただ、人事評価を裁判官会議で決定するわけじゃないですからね。人事についての参考資料でしょう。

【竹下会長代理】 そうすると、どういうふうに表示したら良いのでしょうか。

【藤田委員】 司法行政事務の一環になるかもしれないが、裁判官会議に掛かるというのがちょっと違和感がある。

【竹下会長代理】 もし、何か問題になれば、最終的な決定権者は最高裁の裁判官会議ではないのでしょうかね。

【藤田委員】 こういう評価でよろしいですかという形ですか。

【竹下会長代理】 はい。

【藤田委員】 それはありません。

【中坊委員】 今までここに意見書を出すときも、最高裁裁判官会議で決めましたと言われていましたね。これは大変言いにくいことですが、事務総局がなさっているのかもしれませんが、制度的にというか、法的には裁判官会議で決めて、いろんな司法行政に関する一般をなさっているというべき筋合いのものじゃないですかね。現実はおっしゃるように、いちいちどう掛けていますかと言われてたら、私でもなったことないから分からないけれどもね。

【竹下会長代理】 全く表現の問題ですので、どう表したら良いのですか。

【藤田委員】 所長が部総括の意見を聴き、それに所長、高裁長官の意見を入れたりするわけで、それを人事についての一つの参考資料として使っているわけですから。

【竹下会長代理】 最終的にだれが決めるのですか。

【藤田委員】 決めるということではないんです。例えば所長がある評価をしたとしても、それで決定するというわけではないし、所長はそういう評価をしたことによって評価されるわけです。表現だけですから、一つ検討してください。

【佐藤会長】 分かりました。

そうしたら、「ブロック単位」について。

【藤田委員】 私はそういうブロックに組織を作っても意味がないと申し上げました。前にまとめたときには適切な仕組みということになっていたと思うんですが、その方がより適切ではないかということでございます。

【竹下会長代理】 「設けることを始めとして」というと、何かこれだけは決まっているように見えるから、「設けることなど適切な仕組みを整備すべきである」というのはどうでしょうか。

【佐藤会長】 「設けることなど」ね。そうしましょう。

【吉岡委員】 確認ですけれども、79 ページの囲みの中で、国民の意思を反映させるために、最高裁判所に指名委員会のようなものを作る、となっていて、実質的には諮問を受けなければできないと思いますけれども、ここでは前から議論に出ている推薦委員会のような組織を作ると考えてよろしいですか。

【佐藤会長】 実質的にそこで議論して、指名されるにふさわしい方じゃないでしょうかということとをそこで決めるということです。

【吉岡委員】 そういう委員会のようなものを作るということですね。

【佐藤会長】 はい。

では、今のところはよろしゅうございますか。先ほどの 80 ページはちょっと確認します。

【竹下会長代理】 何か良い表現を考えますから。